

3 契 第 1784 号
令和 4 年 3 月 18 日

会津若松市入札参加資格登録者 様

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

契約手続に係る押印の見直しについて (通知)

このことについて、行政手続の効率化並びに受注者の皆様の負担軽減を図るため、令和 4 年 4 月 1 日以後の契約締結案件に係る書類の一部について、下記のとおり押印の取扱いを見直しますのでお知らせします。

記

1 対象書類

(1) 押印を省略できる書類

「納品書」、「報告書」、「完了届」、「参考見積書」

(2) 当該案件の発行責任者¹及び担当者²の氏名、連絡先等を記載することにより、押印を省略できる書類

「請書」、「見積書兼請書」、「見積書」、

「請求書」(令和 4 年 4 月 1 日以降に同日以後の日付で受理するものに限る。)

※ 本市に登録済みの使用印鑑による押印義務を継続する主な書類

「契約書」、「入札書」(電子入札案件を除く。)、「入札に係る委任状」、「代理請求に関する委任状」 等

2 取扱い区分

令和 4 年 4 月 1 日付で契約締結する案件(請求書については令和 4 年 4 月 1 日以後発行のもの)について本通知に基づく運用を開始します。

(令和 3 年度以前に契約締結した案件に係る提出書類 (請求書を除く。) については、これまでどおり押印が必要です。)

3 留意点

(1) 押印を省略する場合の条件

1 の(2)の提出書類に関し押印を省略する場合は、当該書類に「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先」の記載が必須となります。記載なき場合は受理できませんのでご注意ください。

なお、市担当者から記載の連絡先に対し電話により在籍を確認させていただく場合

¹ 「発行責任者」は提出書類発行に当たっての責任者(代表者、発行部門の長等)とする。

² 「担当者」は当該事務を担当する者とし、責任者と同一人でも可とする。(「同上」の記載も可)

があります。その際、在籍が確認できなかった場合は受理できません。

(2) 押印した書類について

今回の見直しは押印の義務付けを廃止するものですので、これまでどおり代表者印(届出済使用印鑑)を押印した書類も受理いたします。(押印の書類は「発行責任者及び担当者」欄の記載は不要。)

(3) 入札不調時に使用する見積書について

入札における入札書や委任状については、これまでどおり押印の義務を継続しますが、入札不調時に提出いただく「見積書」は押印省略が可能となります。

なお、(1)と同様「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先」の記載は必須としております。記載がない場合は受理できませんのでご注意ください。

(4) 電子メールの使用について(教育総務課分は当分の間、使用不可とします。)

1の(1)(納品書を除く)及び(2)の提出書類については、押印省略時には電子メールによる提出も可能となります。なお、行き違い等防止のため、電子メールを送信した場合は、送信先の担当課へ電話連絡(メール到着の確認)をお願いします。

(5) 複数枚となった場合の取扱い等について

1の対象書類について、複数枚に及ぶ場合(両面使用はこの限りでない)は、割印(契印)がこれまでどおり必要となります。

(6) 記載内容の訂正について

押印を省略した1の(2)の文書については訂正不可となります。訂正印による訂正を行う場合は、これまでどおり、代表者印(届出済使用印鑑)の押印が必要となります。

4 その他

今回の見直しに係る「記載例」、「Q&A」については市ホームページに掲載しますのでご確認ください。また「新様式」については準備が整い次第、市ホームページに掲載の予定です。

(事務担当) 契約検査課入札契約グループ

TEL : 0242-39-1212、0242-39-1217 Fax:0242-39-1413

E-mail : keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp